

2024年3月27日

厚生労働大臣 武見敬三 殿

理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク

北足立南部地区労働組合協議会

議長 松本 貢一

理化学研究所労働組合

執行委員長 金井 保之

## 要 請 書

平素より厚生労働行政へのご尽力、厚くお礼申し上げます。

理化学研究所の五神真理事長は、2023年3月末までに184名の研究者・技師らの雇止めを強行しました。しかし、雇止め撤回を求める研究者・技師5名の裁判闘争などにより、理研は雇い止めの口実としていた通算雇用期間の上限規制（10年上限）を撤廃すると公約しました（「新しい人事施策の導入について」2022年9月30日）。

ところが、理研は「アサインド・プロジェクト」という雇用上限を研究者・技術者を含めた全ての任期付き職員の契約書に導入しています。これは研究プロジェクトのように、研究や業務に期限があるかのように誤解させることをねらったものです。そもそも研究は臨時的・一時的な業務ではなく長期的な見通しをもって行うべきなのに、「アサインド・プロジェクト」は研究内容やその進捗、評価に関係なく契約更新の上限を一方向的に押し付けるものです。そのねらいは、労働契約法18条の改正により契約更新で通算10年を超えた有期雇用の研究者に与えられた無期雇用転換権（一般労働者は通算5年）を与えないことにあります。まさに、脱法行為のための詭弁です。

研究が継続し、業務もあるのに、職を失う研究者・技術者が今後も生まれる危険があります。今年の3月末にも16名が雇止めの危険にあります。

重大なのは、五神理事長が新たな雇用上限を「2024年4月1日に施行される労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令にも適合するものあり、適法である」と説明し、合理化していることです（「理労発第5709号要請事項に対する回答について」2024年2月19日）。厚労大臣は施行規則改正の趣旨は、「更新上限の設定を促進するといった趣旨のものでは全くありません」と答弁しています（2023年5月22日参議院決算委員会）。ならば厚生労働省は理研に対し就業規則から「アサインド・プロジェクト」を削除し、雇用期間の上限を撤廃するよう指導するべきです。

理研は雇止めを強行しましたが、130頭のマーモセット（南米に生息する小型サル）などの健康管理や実験業務を担当していた技師2名が、雇止めは違法だとして、職場復帰を求めてさいたま地裁に提訴しました。裁判で理研は2名が担当していた実験業務が継続していることを認めながら、雇止めは違法ではないと争っています。

理研による違法な雇止めの撤回を求めて最初に裁判に訴えた研究室責任者は、雇用継続

となったものの一研究員に降格となりました。地位回復を求めて裁判を続けていますが、理研は違法ではないと争っています。

理研は2016年、無期雇用転換権を与えないために、研究者には10年、事務職員には5年の雇用上限を、起算点を13年にさかのぼって押付ける不利益変更を強行しました。これを口実にした雇止めが違法行為であることは明らかです。

私たち理研の非正規雇用問題を解決するネットワークは、日本の研究力低下を憂い、理研の非正規雇用問題を解決するために集まった理研本部のある和光市周辺の市民、労働組合、理化学研究所労働組合の役員などによる有志グループです。

私たちが「違法に雇止めされた二名の技師の復職、降格された研究者らの地位回復、キャリアチェンジした研究者らをもとの職場に戻す」を求める署名を募ったところ、昨年12月13日時点でネット署名13,592筆と紙の署名6,102筆が集まりました。これに基づき、五神真理研理事長に対して12月14日に要求しました。しかし、五神理事長は12月28日に要求を全面的に拒否する内容の回答をしました。

については、以下のことを要請いたします。

#### 記

以下の3点を理化学研究所に指導してください

- ・就業規則から「アサインド・プロジェクト」を削除し、雇用期間の上限を撤廃する。
- ・違法に雇止めされた技師2人をただちに復職させる。
- ・降格、キャリアチェンジした研究者らをもとの地位、職場に戻す。

連絡先 〒351-0198 埼玉県和光市広沢2-1  
理化学研究所労働組合  
TEL&FAX: 048-465-1877  
E-mail: rikenhiseikinet@gmail.com